

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会  
地域福祉教育推進要綱

平成27年4月1日制定

平成28年6月1日改正

(目的)

第1条 急速に進む少子高齢化を迎える中、地域の生活課題や公的な制度だけでは対応できない問題等に対し、地域住民の連帯と協働による包括的支援体制の構築を始めとする新たな地域づくりが求められております。

そこで、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は市民が地域の中で心豊かに幸せな生活を送ることができるよう、すべての世代に亘って思いやりの心、互いに支えあう心を育む福祉教育普及を主体として創造・実践し、地域の福祉力向上及び活性化を目指しつつ地域福祉活動の充実へ向けた推進を図ることを目的として実施する。

(事業内容)

第2条 本事業の実施に当たり、区域内の地域住民（子供含み）、教育関係者、コミュニティ運営協議会、NPO等の団体等と協力、調整し事業を地域ぐるみで行うものとする。

(1) 基本事業

高齢者、障害者等地域の要援護者とのかかわりを通じた事業

小地域ネットワーク事業・地域福祉懇談会(いずれか一事業)

(2) 選択事業

①災害対応、または、防災をテーマにした地域での互助活動に取り組む事業

例) 防災訓練(地域、学校含む)・防災(福祉)マップの作成 等

②世代間交流や地域の伝統文化の継承等をテーマとした事業

例) ミニデイサービス事業・スポーツ交流・しめ縄づくり神楽踊りの伝承 等

③地域商店街等と協働した地域活性化、街づくりに取り組む事業

例) 商店街祭りへの参加・空き店舗でのワークショップ 等

④地域の自然、環境の問題をテーマとした事業

例) 清掃活動・植樹活動・サバイバルキャンプ 等

⑤その他地域性に応じ、子どもと地域住民が協働して地域福祉を実践する事業

例) キャップハンディ体験 等

(助成基準)

第3条 助成を受けることができるのは、次に掲げる基本事業及び選択事業を実施する行政区又は地域コミュニティ組織(複数行政区共催での実施も可)(以下「実施地域」という。)に限るものとする。

2 指定地域の事業活動費として、次の通り助成金を交付する。

1) 助成に要する財源は、納入された会費を財源とする。

(1) 基本事業については一律 3,000円とする。

(2) 選択事業については納入された会費総額（一般・賛助会費）の10%を上限とする。ただし、予算で定める額の範囲内とし、申請する行政区の会費納入世帯数により、下記の金額を上限として交付する。

① 30世帯未満	3,000円
② 50世帯未満	5,000円
③ 100世帯未満	8,000円
④ 150世帯未満	12,000円
⑤ 200世帯未満	15,000円
⑥ 200世帯以上	18,000円

2) 地域コミュニティ組織へ助成する場合は、基本事業分は、構成するコミュニティ行政区数に3,000円を乗じて得た額を限度として交付する。

又、選択2事業分は、その区域に居住する会費納入世帯総数に50円を乗じて得た額を限度として交付する。

3 単なる金銭、物品の贈呈並びに支給を対象とする事業は、本要綱に定める助成の対象から除くものとする。

4 申請回数は、実施地域ごとに毎会計年度につき、それぞれ1回に限ることとする。

(申請手続き)

第4条 助成を受けようとする実施地区の代表者は、事業計画と収支予算を付した申請書(別紙様式第1号)を本会会長に提出し、承認を得なければならない。

2 本会会長は、その助成金が本事業の目的を達成すると認めた場合、または効果が期待できない場合は、その旨を記載した指令書(別紙様式第2号)を交付するものとする。

3 本会会長は、助成決定後申請者の指定する方法により速やかに助成金を交付するものとする。

4 助成を受けた実施地区は、事業終了後直ちに報告書(別紙様式第3号)を本会会長に提出するものとする

5 助成金の交付を受け事業を実施した場合には、總會資料等に記載する等の方法により、地域住民に十分な周知を図るものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成27年度に限り、選択事業のみの実施も認めるものとする。

附 則

この要綱は平成28年6月1日から施行する。